

第27回大洲市カヌーツーリング大会
参加者募集

この大会は、郷土の母なる川「肱川」の自然に親しむことにより、「川」を大切にする意識の高揚を図るとともに、カヌーの普及と生涯スポーツの振興を目的に開催します。

【開催日時】

8月19日(日) 午前9時～

【コース】

大成橋～大洲城下

15・3キロメートル(5区間)

【参加資格】

中学生以上で心身ともに健康な人

【チーム編成】

監督1人(選手を兼ねることも可)
選手5人、補欠2人まで



【クラス】

▽Aクラス

カヌー協会またはカヌー部に所属する人が1人以上いるチーム

▽Bクラス

Aクラスに該当しない中学生以上で編成するチーム

▽Cクラス

中学生だけで編成するチーム

▽レディースクラス

女性だけで編成するチーム

【参加料】 1チーム 4,000円

(傷害保険料含む)

※高校生以下は、2,000円

(市内中学生チームは、無料)

【申し込み期限】 7月20日(金)

【問い合わせ先】

大洲市カヌーツーリング大会

実行委員会事務局

(文化スポーツ課内)

☎24-1734

FAX 23-5760

平野運動公園プール開き

50mプールや幼児プール、水しぶきを上げて滑り降りるスライダープール、川のように流れる流水プールなど、いろいろなプールでお楽しみください。

【開園期間】 7月1日(日)～8月31日(金)

※期間中は無休。ただし、台風などの悪天候時は、休園する場合があります。

【開園時間】 午前9時30分から午後5時まで

【料金】

大人 410円、中高生 310円

小学生 260円、幼児(4歳以上) 100円

※今年は、開園初日も有料となります。

【問い合わせ先】

運動公園プール(平野) ☎24-4704



第2回大洲市清流俳句大会について

俳句の好きなみなさん、今年も俳句大会を開催します。みなさんお誘い合わせのうえ、ご参加ください。

【日時】 10月19日(金) 午前10時～午後4時

【会場】 肱南公民館3階 大ホール

【参加費】 500円(当日投句料を含む)

【投句】

▽事前投句：3句1組、投句料1,000円

※7月31日(火)まで(当日消印有効)

▽当日投句：2句 ※当日午前11時まで

【講演】

▽講師 ひろし 山田 広志 さん(大洲市立博物館学芸員)

▽演題 とみす やまによぼう 富士山如法禅寺物語

～ばんけい盤珪と月窓・師弟が残したもの～

【投句先・問い合わせ先】

〒795-0081 大洲市菅田町菅田甲1954-30

大洲市俳句連合会事務局 ☎25-3852

大洲地区広域消防事務組合消防職員を募集します

【採用予定人員】 2人程度

【受験資格】

▽平成6年4月2日以降に生まれた人で、大学、短期大学または高等学校を卒業もしくは平成31年3月末までに卒業見込みの人

▽日本の国籍を有する人

▽採用後、大洲市、内子町のいずれかに居住可能な人

▽次の身体要件を備えている人

・視力

両眼とも視力が0.7以上であること（矯正を含む）

・聴力

左右とも正常であること など

▽その他

普通自動車免許取得者（AT車限定を除く）または平成31年3月31日までに免許取得見込みの人

※ただし、生年月日などの関係で取得できない人は、平成31年度中に取得できる人

【試験日時】（第一次試験）

9月16日(日)

午前9時～午後5時

【試験会場】

大洲市役所2階大ホール ほか

※第二次試験の詳細は、第一次試験合格者に通知します。

【受付期間】

7月2日(月)～8月3日(金)

月～金曜日の午前8時30分から午後5時まで（祝日を除く）

※郵送の場合は、8月3日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。受験申込書は、消防本部または各支署で用意しています。

詳しくは、地区回覧の「平成30年度大洲地区広域消防事務組合消防職員採用試験案内」をご覧ください。左記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

大洲地区広域消防事務組合
消防本部総務課 ☎242666
<http://ozu119.jp/index.html>



「うちエコ診断」を受けてみませんか ～省エネ・省CO2で家計もお得に～

「うちエコ診断」を知っていますか。「うちエコ診断」は、「うちエコ診断士」が専用ソフトを使って、家庭の光熱費やCO2排出量を「見える化」し、各家庭に応じた省エネ・省CO2対策を無料で提案するもので、所要時間は30分程度です。地球温暖化対策につながる「賢い選択」を呼びかける愛媛県・20市町連携施策「えひめクールチョイス大作戦」の一環として、大洲市でもその普及に努めていて、このたび、総合福祉センターなどで「うちエコ診断会」を実施することとしました。ご家庭の省エネ・省CO2対策やライフスタイルの見直しに、ぜひ「うちエコ診断」をご活用ください。

日時	8月20日(月) 午前10時～午後3時	8月27日(月) 午前10時～午後3時
場所	総合福祉センター 1階 応接室	市役所3階 第3会議室
募集定員	16人	16人
応募方法	電話、FAX、メールにより、住所、氏名、連絡先（携帯電話番号など）、希望日時をお知らせください。希望日時を踏まえて、後日、診断の日時を連絡します。 ※希望時間は、午前10時から午後2時30分まで30分単位で受け付けます。	
応募締め切り	7月20日(金)まで ※定員になり次第締め切ります。	
その他	受診された人には、協力店で家電購入時に使える3%割引券「CO2CO2（コソコソ）がんばるキャンペーン」と図書カード（500円分）「愛媛県地球温暖化防止活動推進センター」をもらってプレゼントします。	

【申し込み・問い合わせ先】

市民生活課環境保全係 ☎24-1710 FAX59-1180 E-mail: shiminseikatsuka@city.ozu.ehime.jp

各種手当について

【特別児童扶養手当】

▽受給資格者

一定以上の障がいのある児童（20歳未満）を扶養する父母、または父母に代わってその児童を養育している人

▽支給要件

・障がい児（20歳未満）が年金を受給していないこと
・障がい児（20歳未満）が施設入所していないこと

▽手当月額

（障がいの程度により異なる）

・1級 5万1700円
・2級 3万4430円

▽手当の支給

毎年4、8、11月の3期

【特別障害者手当】

▽受給資格者

重度障がい者（20歳以上）であつて、日常生活において常時特別な介護を必要とする人

▽支給要件

重度障がい者（20歳以上）が施設入所または入院（3カ月超）していないこと

▽手当月額

2万6940円

▽手当の支給

毎年2、5、8、11月の4期

【障害児福祉手当】

▽受給資格者

重度障がい児（20歳未満）であつて、日常生活において常時介護を必要とする人

▽支給要件

・重度障がい児（20歳未満）が年金を受給していないこと
・重度障がい児（20歳未満）が施設入所していないこと

▽手当月額

1万4650円

▽手当の支給

毎年2、5、8、11月の4期

【各種手当の共通事項】

▽支給制限

前年の所得が基準額を上回る場合は、8月から翌年7月までの支給が停止されます。

▽現況届の提出

受給者は、毎年定められた期限内に所得状況などの現況届を提出する必要があります。

【問い合わせ先】

社会福祉課障がい福祉係

長浜支所 ☎24-1758

肱川支所 ☎34-2311

河辺支所 ☎39-2111

国民年金保険料の免除制度について

保険料を納めることが経済的に難しい場合、申請により承認されると、保険料の「全額免除」、4分の3、半額、4分の1のいずれかの「一部免除」、または「納付猶予」を受けることができます。

保険料の免除が承認された期間は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一のときに、障害年金や遺族年金を受け取るために必要な期間にも含まれます。

ただし、免除の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。

なお、一部免除の承認を受けた人で、納めるべき一部の保険料を期限内に納めなかった場合、一部免除が無効となり、未納期間となるのでご注意ください。

【審査基準】

▽免除の場合

申請者、配偶者、世帯主それぞれの前年（1月から6月までは前々年）所得が基準以下であること

▽猶予の場合

50歳未満の人で、申請者、配偶者のそれぞれの前年（1月から6月までは前々年）所得が基準以下であること

【申請できる期間】

過去の期間は、受け付けした月の2年1カ月前まで、将来の期間は翌年の6月（申請月が1月から6月まではその年の6月）までです。

平成30年7月から平成31年6月分は、7月2日から受付開始です。

【必要なもの】年金手帳・認め印

*失業したことにより免除申請される場合は、雇用保険受給資格者証や離職票が必要な場合があります。

【申請・問い合わせ先】

保険年金課 ☎24-1713

長浜支所 ☎52-1113

肱川支所 ☎34-2311

河辺支所 ☎39-2111

後期高齢者医療制度について

保険証が新しくなります

現在の保険証（薄緑色）の有効期限は、7月31日（火）です。8月1日（水）からは、新しい保険証（薄桃色）に変わります。

【対象者】

▽75歳以上の人
▽65歳から74歳までの一定の障がいがある人（本人の申請に基づき、愛媛県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人）

【一部負担割合】

1割または3割
※平成29年中の所得で決定

【交付時期】

新しい保険証は、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。なお、8月以降新たに75歳となる人の保険証は、誕生日の前月に郵送します。
新しい保険証が届いたら、住所・氏名や一部負担割合などを必ず確認してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も、7月31日です。現在保有し、次の要件を満たしている人は、保険証と一緒にお送りしますので、申請の必要はありません。

▽保険料の滞納がない

▽今年度の住民税が非課税の世帯
▽世帯内に所得の未申告者がいない

保険料の通知書を送付します

平成30年度の保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。
保険料は、一人ひとりに等しくかかる「均等割額」と、所得に応じた「所得割額」の合計額です。

※保険料（年額）は10円未満切り捨てで、限度額は62万円です。

世帯（世帯主と被保険者）の所得に応じ、均等割額が軽減される場合があります。

所得割額を負担する人のうち、総所得金額などから33万円（基礎控除額）を差し引いた額が58万円以下の人は、平成29年度は2割軽減されていますが、平成30年度は軽減廃止となります。

後期高齢者医療制度に加入する前日に会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人（国

$$\text{一人あたりの保険料(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額} \\ = 46,374\text{円} + (\text{総所得金額など} - 33\text{万円} \text{【基礎控除額】}) \times \text{所得割率} 9.16\%$$

民健康保険および国民健康保険組合は除く）は所得割の負担はありませんが、平成30年度は7割軽減されています。ただし、世帯の所得が低い人は、均等割額の9割または8.5割軽減が受けられます。

納付方法は、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書または口座振替で納める「普通徴収」の2通りあります。前年度と納付方法が変更になっている人もいます。

詳しくは、保険証と一緒に送付する「後期高齢者医療制度のご案内」をご覧ください。

平成30年8月から、高額療養費の上限額が変わります

全ての人が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平を図られるよう、負担能力に応じた負担をいただく必要があります。

そのため、8月から、70歳以上の人のひと月ごとの高額療養費の上限額が変わります。

また、所得区分が「現役並み」課税所得690万円未満）の人についても、限度額適用認定証の交付が始まります。

適用区分	外来（個人ごと）		外来+入院（世帯ごと）	
	III 課税所得 690万円以上の人	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <多数回140,100円 ※4>		
II 課税所得 ※1 380万円以上の人	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <多数回93,000円 ※4>			
I 課税所得 ※1 145万円以上の人	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回44,400円 ※4>			
一般	課税所得 ※2 145万円未満の人	18,000円 年間上限144,000円	57,600円 <多数回44,400円 ※4>	
低所得者	II 住民税非課税世帯 ※3	8,000円		24,600円
	I 住民税非課税世帯 ※3 (年金収入80万円以下など)			15,000円

※1 8月から限度額適用認定証を交付します。

※2 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※3 住民税非課税世帯の人については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。
※4 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

【問い合わせ先】

保険年金課 ☎24 1713

の 改 正 に つ い て

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らし、介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていくための仕組みです。

制度開始以来、3年ごとに制度改正が行われていて、今年度は制度改正の年です。

今回の改正では、「保険料」と「所得の高い人の自己負担割合」が変更となりました。

保険料が変わりました

介護保険制度は、40歳以上の人に納めていただく保険料と公費で運営されています。

▽40～64歳の人

各種健康保険から保険料を納付

▽65歳以上の人

直接市町村に保険料を納付

65歳以上の人の介護保険料は、毎年7月に本人の所得や住民税の課税状況、同一世帯内の家族の課税状況によって決まります。7月中旬に保険料決定通知書を送付しますのでご確認ください。

介護保険料の納め方

【特別徴収】

原則として、年金額が年額18万円以上の人は、年金から差し引かれます。

年金額が18万円以上の人でも、年度途中で65歳になった、他の市区町村から転入した、所得段階が変わったなどの場合には、一定期間「普通徴収」になることがあります。

【普通徴収】

年金額が年額18万円未満の人は、送付される納付書で納めてください。また、取扱金融機関で口座振替を利用することができます。

納め忘れにご注意ください

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じてサービスにかかる保険給付が制限されます。

平成30年度の保険料（65歳以上の人）

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	▽生活保護受給者 ▽老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人 ▽世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.45	3万1,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.75	5万2,200円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.75	5万2,200円
第4段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.90	6万2,700円
第5段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える人	基準額	6万9,600円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	8万3,600円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上で200万円未満の人	基準額 ×1.30	9万0,500円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上で300万円未満の人	基準額 ×1.50	10万4,400円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上の人	基準額 ×1.70	11万8,400円

介護保険制度

介護保険サービスの自己負担割合が変わります（平成30年8月から）

介護サービスの自己負担割合が2割である人のうち、特に所得の高い人は3割負担となります。

介護保険サービスの自己負担割合

所得区分		自己負担割合	
		平成30年 7月まで	平成30年 8月から
右の①②の両方を満たす人	①65歳以上で本人の合計所得金額が220万円以上 ②本人を含めた同一世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、単身の場合340万円以上、2人以上の世帯の場合463万円以上	2割	3割
3割の対象とはならない人で右の①②の両方を満たす人	①65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上 ②本人を含めた同一世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、単身の場合280万円以上、2人以上の世帯の場合346万円以上	2割	
64歳以下の人、本人の合計所得金額が160万円未満の人など		1割	

介護保険負担割合証を送付します

要支援・要介護認定を受けている人全員に、自身の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を7月中に送付する予定です。有効期間は、8月1日から翌年7月31日までで、毎年発行します。

なお、それ以降に新たに認定を受けた人などについては、順次発送します。

介護保険施設等の食費・部屋代の負担軽減について

～介護保険負担限度額認定証の更新手続きはお済みですか～

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院などや短期入所（ショートステイ）を利用する人の食費・部屋代については、低所得世帯の人の負担軽減を行っています。

軽減を受けるためには事前に申請し、介護保険負担限度額認定証の交付を受ける必要があります。

介護保険負担限度額認定証の有効期限は7月31日までですので、引き続き軽減を受ける場合は、7月中に更新の手続きをしてください。

	対象者	負担限度額（上限）	
		部屋代	食費
第1段階	▽世帯全員が市民税を課税されていない人で、老齢福祉年金を受給されている人 ▽生活保護等を受給されている人	0円～820円	300円
第2段階	世帯全員が市民税を課税されていない人で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	370円～820円	390円
第3段階	世帯全員が市民税を課税されていない人で、上記2段階以外の人	370円～1,310円	650円
第4段階	上記以外の人	負担限度額なし	

【問い合わせ先】 高齢福祉課介護保険管理係 ☎24-1714

長浜支所 ☎52-1114 肱川支所 ☎34-2311 河辺支所 ☎39-2111